

収支内訳書と消費税の控除対象仕入税額等の計算表の提出について

収支内訳書は提出なしでも罰則はありません

収支内訳書とは、白色申告者が申告書に添付する書類で、収入や必要経費を記載し、所得金額を計算する内容のもので、所得税法で申告書に「添付しなければならぬ」とされています。

これは、1984年に所得税法が改悪された時に設けられた制度です。しかし民商・全商連などの反対運動により罰則のない「訓示規定」となりました。当時の衆参大蔵委員会でも「納税者に過大な負担を押し付けてはならない」という付帯決議を行ってあります。提出しない事で不利な取り扱いはされず、記載事項全部を記入する強制力もありません。

「収支内訳書」の提出を迫った事件で国税庁は「収支内訳書の未提出をもって、あなたも税額控除が受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないように万全の指導に努めてまいります」と答弁しています(第161国会・衆院財務金融委員会で村上周税庁次長)



◇参考資料：収支内訳書に関する法律文

「所得税法第120条(確定申告所得申告)」
4 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合(当該申告書が青色申告書である場合を除く。)には、財務省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

第83回メーデー 北海道集会に参加しよう



日程：5月1日(火)
オープニング：午前9時30分～
集会：午前10時～・デモ：11時～
場所：札幌市・中島公園「自由広場」



収支内訳書の目的外使用を許すな!

税務署では「収支内訳書」をもとに調査対象者を選定し、調査時の資料として使用します。また、消費税調査のための売上把握に流用することは許されません。「収支内訳書」は提出制度の発案当時から、課税強化につながる懸念がありました。これに対し、当時の大蔵大臣は「大型間接税とはまったく関係ない問題」と答弁しています。

大切なのは、収支内訳書の記載・提出ではなく、自主計算・自主申告をしっかりとし、納税者の権利を身につける事です。消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合います。

労働保険事務組合からのお知らせ

4月1日より雇用保険の料率に変更されています。給与から天引きする従業員の負担分も変わっていますのでご注意ください。

	平成24年4月以降		
	保険率	事業主	従業員
一般	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
清酒製造			
建設	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

